



令和 7 年 4 月 1 日
北海道運輸局鉄道部

函館市の軌道事業の旅客運賃上限変更認可申請に関するパブリックコメントの実施

令和 7 年 3 月 31 日付で、函館市より軌道法第 11 条第 1 項等に基づく、軌道事業の旅客運賃の上限変更認可申請がありました。

当該申請事案について、適正な審査を行うことを目的として、広く利用者から意見を聴き、審査の参考とするため、下記の要領にてパブリックコメントを実施します。

1. 意見募集対象

函館市の軌道事業の旅客運賃上限変更認可申請

2. 申請の概要

別紙のとおり

3. 意見募集期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 7 年 4 月 14 日（月）まで（必着）

4. 意見の提出先・提出方法

意見提出様式にならい、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法で、日本語にて御意見を提出してください。

なお、電話による御意見の受付は致しかねますので、御了承願います。

①電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細画面」の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

②郵送の場合

〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎
国土交通省北海道運輸局鉄道部計画課 意見募集担当 あて

5. 留意事項

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、御意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添

えください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

6. その他

提出されましたご意見は整理の上、e-Gov の「パブリックコメント（結果公表案件一覧）」欄に回答を掲出します。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

[参考]

○軌道法（大正 10 年法律第 76 号）

第十一条 軌道経営者ハ旅客及荷物ノ運賃其ノ他運輸ニ関スル料金（国土交通省令ヲ以テ定ムル料金ヲ除ク）並運転速度及度数ヲ定メ国土交通大臣ノ認可ヲ受クヘシ

2・3（略）

＜お問い合わせ先＞
北海道運輸局鉄道部計画課
担当：呉、畑井
TEL:011-290-2731

●申請の概要

【平均改定】

- ・普通旅客運賃 17.7%
- ・定期旅客運賃(1箇月) 17.8%

【申請・現行普通旅客運賃新旧比較表】

営業 キロ程 (km)	普通旅客運賃		定期旅客運賃(1箇月)	
			通勤定期	
	現行	改定	現行	改定
2 kmまで	210	250	8,810	10,500
4 kmまで	230	270	9,680	11,340
7 kmまで	250	290	10,320	12,180
7 km超	260	300	10,770	12,600

【申請・現行貸切旅客運賃新旧比較表】

区分		現行運賃	申請運賃
1日	大人	1,400	1,600
	小児	700	800
2日	大人	2,400	2,600
	小児	1,200	1,300

なお、申請書の内容については、電子政府の総合窓口（e-Gov）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載いたします。

○申請理由

函館市の軌道事業は、函館市交通事業経営ビジョンに基づき、安全に配慮した計画的な投資の実施やお客様が便利で快適に利用できるよう利用者目線に立ったサービスの提供に努めてきたほか、収益力強化のため増収増客対策を進めるとともに、組織力を強化し、効率的な経営に努めてまいりました。

しかしながら、近年の電気料金や資材価格等の高騰に加え、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなど想定を超える経営環境の悪化により、経営ビジョンの最終年である令和8年度末に多額の資金不足が生じる見通しとなりました。

これまで、乗客需要に見合った運行ダイヤの見直しなどによる経費節減や電車広告料の見直しなどの増収対策に取り組んできましたが、将来にわたる安定的な事業運営のためには、お客様にご負担いただく運賃を見直す必要があり、今回の運賃改定の申請をしようとするものです。

なお、函館市の運賃改定は、平成6年（消費税率変更に伴う改定を除く）以来となります。